

\ 本年度も /

# 被扶養者資格確認調査を実施します

## 被扶養者の資格確認についてご協力をお願いします

本組合では、医療給付を適正に行い、かつ短期給付財政の安定化を図ること等を目的として、認定中の被扶養者が認定要件を満たされているか、また今後も引き続き認定要件を満たす見込みがあるかを確認するため、「被扶養者資格確認調査」を実施しております。この趣旨をご理解いただき、調査回答にご協力をお願いします。



### 令和6年度「被扶養者資格確認調査」はWEB回答になります

例年6月～8月にかけて行っております「被扶養者資格確認調査」は、今年度よりWEBで回答いただくことになりました。

調査対象者がいらっしゃる組合員の方には、6月以降に所属所共済事務担当課を通じてWEB回答の事前登録のご案内を送付いたします。

## 異動事由が生じたときは、すみやかに届出を行ってください

組合員や被扶養者の住所や氏名が変更になった場合、共済組合への届出をお願いいたします。なお、氏名変更の場合は、口座変更届も一緒にご提出ください。

また、春は被扶養者の方の異動も多い季節になります。

被扶養者の方が就職等で資格取消になる場合、自動で取消にはなりませんので、必ず組合員からの扶養の資格取消の手続きが必要です。



取消が多く発生する事例

被扶養者の12ヵ月の累計収入が130万円を超えている  
(60歳以上の場合、又は障害を理由とする年金収入がある場合は180万円)

被扶養者の収入が3ヵ月連続で10万8,334円以上である  
(60歳以上の場合は、15万円以上である)

被扶養者が就職した  
他の健康保険に加入した

別居の方への仕送額が不足している・手渡しで仕送りをしている  
(仕送り額の確認のため、客観的に仕送りの事実がわかる書類の添付が必要となります)  
(最低金額が月5万円、計算式は世帯年収額÷人数÷12となります)

被扶養者の失業保険の受給が始まった (日額3,612円以上)